

告 示

埼玉県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、田甲土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和八年二月十七日

職名	氏名	住所	埼玉県知事 大野元裕
理事	井口桂司	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千四百九十五番地	